様式第2号（第5条関係）

農業集落排水事業受益者分担金決定通知書

様

丸亀市農業集落排水事業受益者分担金条例施行規則第５条の規定により次の通り決定したので、通知します。

丸亀市長　　印

受益者コード

受益地積	単価	分担金額	徴収猶予額	減免額	差引分担金額

一括納付	差引分担金	報奨金	差引納付額

期別納付	年度＼期別		第１期	第２期	第３期	第４期	年額
		納期限					
		納付額					
		納期限					
		納付額					
		納期限					
		納付額					
		納期限					
		納付額					
		納期限					
		納付額					

土地の所在	現況地目	登記地積㎡	受益地積㎡	分担金額円	徴収猶予期間	徴収猶予額円	減免率%	減免額円	差引分担金円	事由
合計										

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。